

「菊池川流域日本遺産」PR特別番組制作等業務委託基本仕様書

1 委託業務名

「菊池川流域日本遺産」PR特別番組制作等業務委託

2 目的

菊池川流域のストーリー（タイトル：米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～）が日本遺産に認定されたことを踏まえ、それを構成する文化財等を紹介しながら、わかりやすく解説するとともに、その魅力を県内外に広く積極的に発信することにより認知度向上を図ることを目的とする。

3 業務概要

（1）業務内容

- ア 番組制作サイドへのプロモーションを展開し、下記（2）の要件に合致する番組の制作・放送を実現する。
- イ 番組作成に用いた素材等を活用して、下記（3）の要件に合致するプロモーション動画を作成する。

なお、業務委託内容の中で実施可能な企画及び提案事項がある場合には企画提案書に盛り込むこと。

（2）放送する番組の要件

ア 放送する内容

日本遺産に認定されたストーリーを構成する文化財や菊池川流域の米関連の商品等及びストーリーを構成する市町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）の魅力を紹介する。

イ 放送テレビ局及び期間等

- ・テレビ局・番組：九州圏内、可能な限り全国ネットのキー局で制作される番組（地上波）を基本とする。その他、提案による。
- ・放送期間：委託期間内に放送する。
- ・放送時間：30分～60分程度とする。

ウ その他

- ・放送による反響や誘客効果の把握に努め、報告する。
- ・事業終了後は、全体の露出効果について、客観的な指標を用いて報告する。

(3) プロモーション動画の要件

ア 動画の内容

- ・日本遺産に認定されたストーリーを構成する文化財等を紹介する動画（3分及び15分程度）

イ 用途

- ・インターネット動画サイト（「YouTube」を想定）及び今後作成する「菊池川流域日本遺産ホームページ」での配信
- ・菊池川流域日本遺産協議会（以下「協議会」という。）及び協議会構成団体による出展イベント等での放映

ウ その他

- ・映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- ・動画完成までに協議会による複数回の内容確認及び修正の機会を設けること。

4 納品（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する）

- (1) 番組 …… DVD 5枚
- (2) 動画 …… DVD 5枚
- (3) 報告書 …… 2部

※DVDは、ラベルやタイトルなどを印刷したハードケースに収納して納品すること。

5 委託期間

契約締結の日から平成30年3月20日（火）まで

6 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属する。
- ・使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。
- ・協議会及び構成団体による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。

7 留意事項等

- ・事業の実施に当たっては、協議会と十分協議のうえ実施すること。
- ・日本遺産については、別添の菊池川流域日本遺産に係るストーリーを参考にすること。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、原則取材、撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料、出演料、謝礼等含む）は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、協議会の指示に従うこと。
- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。